平成19年度総合評価書

総務省が実施した政策評価の取組についての検証

説明用資料

＊ 政策評価制度
＊ 背景
＊ 今回の評価の流れ
＊ 主な内容
① 政策ごとの評価方式等
② 政策の基本目標等の明示
③ 政策体系
④ 評価書の公表
⑤ 評価結果の政策への反映

平成１９年７月

総務省官房政策評価広報課

政策評価制度

＜全府省共通の政策評価制度＞

・行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号） ＝ 政策評価法
・政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）
・政策評価の実施に関するガイドライン （平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）

＜総務省で採用している評価方式＞

①実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

②総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

③事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

背　景

平成19年度は、第2期（17～19年度）「総務省政策評価基本計画」の最終年度。

⇒ 第3期（20年度～）の基本計画を、本年度中に策定する必要。

平成17年度に、 政府全体の政策評価制度の見直しが実施。

⇒ 総務省が実施してきた政策評価についても、これを踏まえた見直しを行う必要。

これまで総務省が実施した政策評価の取組について<u>総合的に検証</u>し、第3期の基本計画策定に反映させることが必要。

今回の評価の流れ

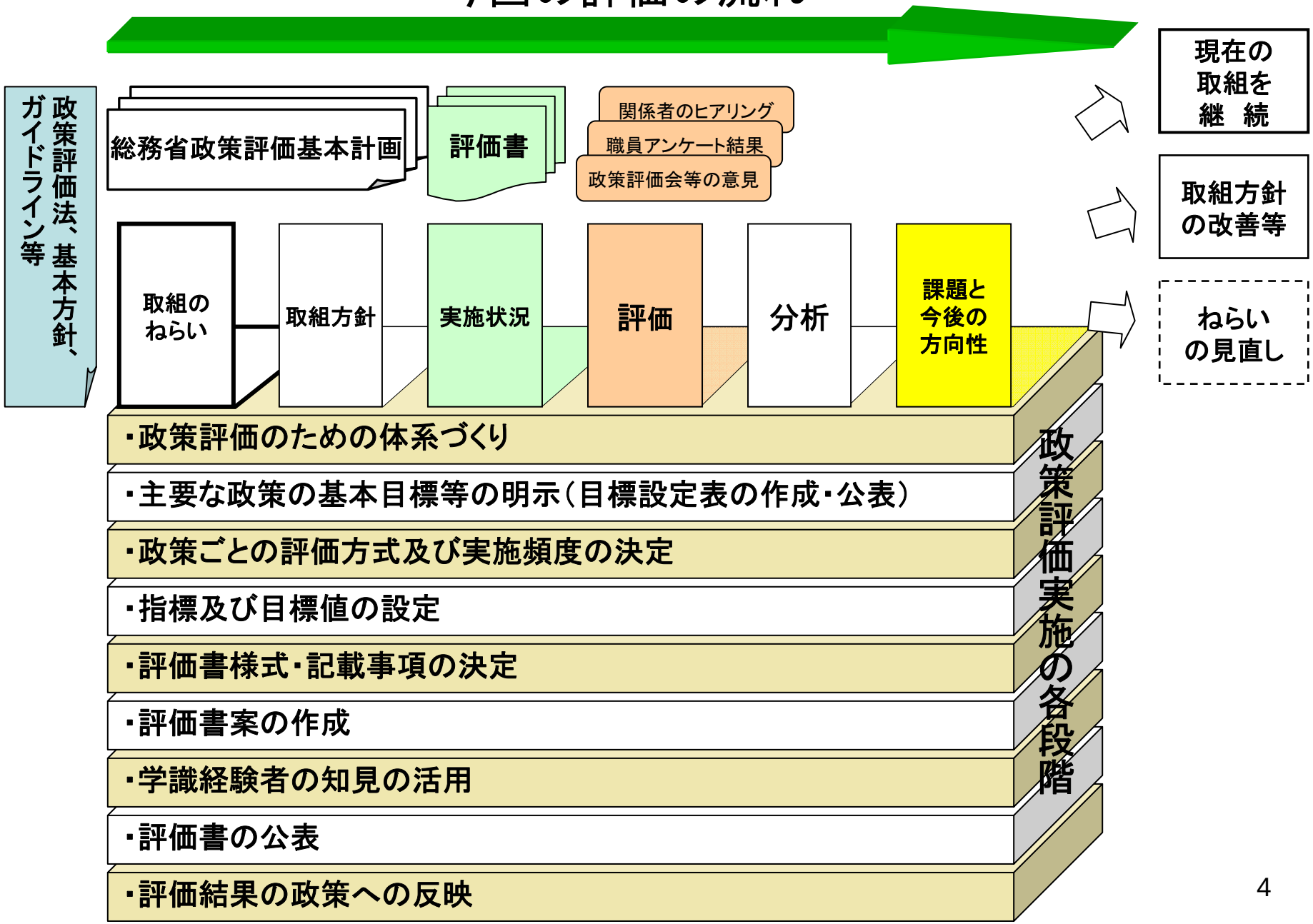
政策評価法、基本方針、ガイドライン等
総務省政策評価基本計画
評価書
関係者のヒアリング
職員アンケート結果
政策評価会等の意見
取組のねらい
取組方針
実施状況
評価
分析
課題と今後の方向性
現在の取組を継　続
取組方針の改善等
ねらいの見直し
・政策評価のための体系づくり
・主要な政策の基本目標等の明示（目標設定表の作成・公表）
・政策ごとの評価方式及び実施頻度の決定
・指標及び目標値の設定
・評価書様式・記載事項の決定
・評価書案の作成
・学識経験者の知見の活用
・評価書の公表
・評価結果の政策への反映
政策評価実施の各段階

主な内容

① 政策ごとの評価方式等

取組方針・実施状況	評価	課題と方向性
＜施策レベル＞ すべての政策を **「実績評価」**（毎年度）	○職員の意識改革に効果 ・業務の優先順位を考えている職員が約9割 ・コスト削減や効率性の向上を意識する職員が約8割 ○一部の政策は指標の設定が困難 ○政策によっては、複数年度にわたる効果測定、評価の方が適切	◎ 政策ごとに、より的確な評価方式を検討 ◎ 適切な時期に、重点的に評価を実施 ◎ 総合評価方式の一層の活用
様々な角度から掘り下げて分析することが必要な政策を **「総合評価」**	○総合評価方式はほとんど活用されず、5年間の評価件数は2件	
＜事務・事業レベル＞ 一定の予算規模以上の事業を **「事前事業評価」**（予算要求前） **「事後事業評価」**（一定期間継続後又は終了後）	○義務付け範囲を超え積極的に実施 （事前事業評価） 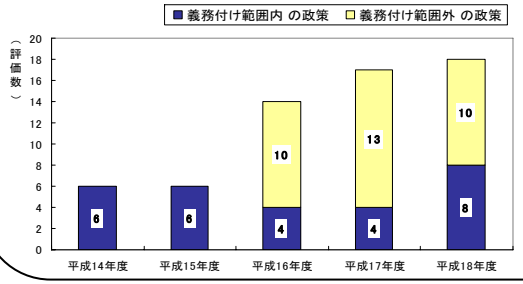 （事後事業評価） 平成17年度 13件 平成18年度 7件 （すべて義務付け対象外）	◎ 予算額で一律に対象範囲を決めている現行基準を維持するかどうかを、部局の意見も踏まえつつ検討

主な内容

② 政策の基本目標等の明示

取組方針・実施状況

4月　　4月　（予算要求）8月

政策を実施する年度	政策を評価する年度

政 策 を 実 施 →　評価書作成 →

政策の基本目標、指標及び目標値を体系的に整理し、年度当初までに公表

（ねらい）
・あらかじめ明示された指標による客観的な評価
・政策を実施する段階から、担当職員に政策の基本目標等を意識させる

予算要求等に活用するため7月中旬までに評価書作成

評価

○ 政策の基本目標等を政策実施年度の当初までに公表してきたので、評価書作成段階で、いわば後出し的に都合よく設定された指標に基づき評価することを予防

○ 政策を実施する当初の段階から担当職員に政策の基本目標等を認識させる効果あり

課題と方向性

◎ 引き続き、政策の実施年度当初までに、政策の基本目標等を公表することが適当

主な内容

③　政策体系

取組方針・実施状況

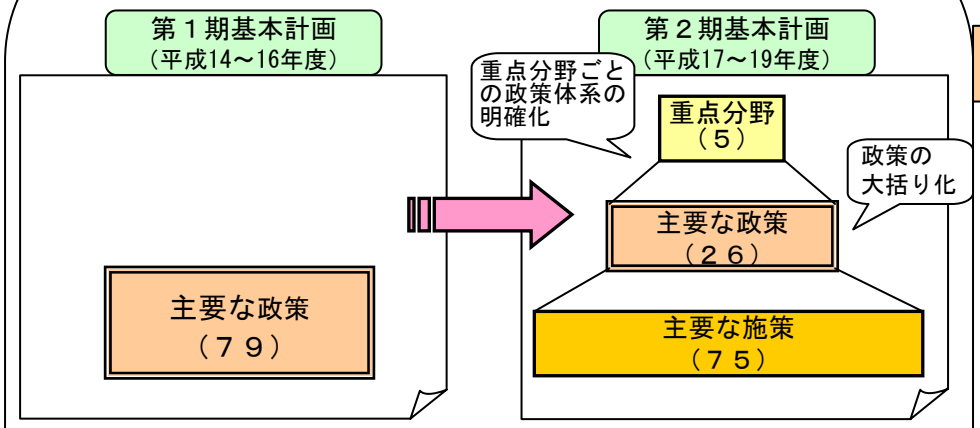

第1期（平成14～16年度）評価では、約80の政策ごとに評価を実施。

第2期（平成17～19年度）評価では、理解しやすい政策体系とするため、①重点分野ごとの政策体系の明確化、②政策の大括り化を行った。

評価

○　平成17年度以降の政策体系の見直しの結果、より分かりやすくなり、アウトカム指標が立てやすくなった。

課題と方向性

◎　これまでの取組方針を維持することが適当。
　さらに、政策評価と予算との連携の要請に基づいた作業を進めていく必要。

（参考）政策評価と予算との連携の要請
　政府全体の課題として、政策評価に用いている政策の体系が予算書・決算書の表示科目と対応しておらず、政策評価の予算要求等への反映状況が検証しにくいとの指摘がなされていた。
　このため、予算書・決算書の表示科目と政策評価の体系との整合化の作業が進められているところ。

主な内容

④　評価書の公表

取組方針・実施状況

評価書作成後、速やかに報道発表を行うとともに、総務省メールマガジンで情報提供。

評価書を、必要とする人が、いつでもどこでも容易に入手できるようにするため、総務省ホームページに掲載。

（「総務省の政策評価」のページの冒頭部分〔イメージ〕）

❖ **総務省の政策評価**

総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、平成14年度から総務省が担当する政策に対する政策評価を実施しています。

総務省では、政策評価を行うことにより、政策の実施状況について把握・分析を行い、その結果から得られた課題を以後の政策の企画立案に的確に反映し、政策の見直し・改善等を図ることを目指しています。

- 各年度の評価結果
- 規制影響分析（RIA）（試行的実施）
- 基本計画・実施計画等
- 総務省政策評価会
- 参考

評価

○　ホームページへの掲載以外の方法で時間・場所を問わずに提供は困難であり、最も効率的な方法。

課題と方向性

◎　これまでの取組方針を維持することが適当。

主な内容

⑤　評価結果の政策への反映

取組方針・実施状況

今後の政策への反映を意図した評価書作りを行い、具体的な対応手段を念頭においた取組の方向性の記載を充実。

（実績評価書の「取組の方向性」部分のイメージ）

今後の課題	取組の方向性		
○○活動の強化	予算要求	◎	◇◇の改善
	制度改正	○	現行制度の継続
	事務改善等	◎	実施体制の整備の検討

平成15年度以降、次年度予算要求に向けて開かれる省議において、政策評価の結果を活用するなど、評価結果を踏まえた政策の企画立案や実施を推進。

評価

○　政策評価の結果は、政策の企画・立案につなげることができており、総務省の行政運営の中に定着しつつある。

・職員の意識改革や評価結果の活用者の増加にも寄与
・政策の改善や見直しの方向での企画・立案にも結びついている

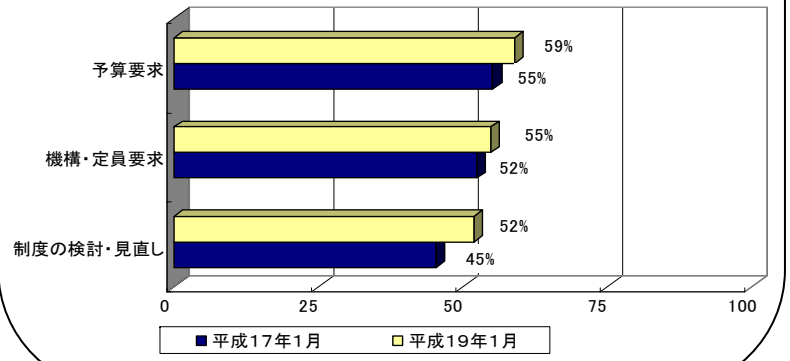

課題と方向性

◎　引き続き、評価結果を踏まえた、適時適切な政策の企画立案・実施等を推進していくことが適当。